

報告 1

変更契約の締結に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成31年3月5日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

平成30年9月7日議会において議決された長与中学校体育館改修工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 変更なし
- 2 契約金額 「81,629,640円」を
「82,765,800円」に変更
- 3 契約の相手方 変更なし

平成30年12月25日

長与町長 吉 田 慎

